○農林水産省告示第五百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年二月二十四日

農林水産大臣　森山　裕

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県三好市池田町州津葛ケ久保一〇七一の二二・一〇七一の二三・一〇七一の一〇八から一〇七一の一一〇まで・一〇七一の一一二（以上六筆国有林）、一〇一三の七、一〇七一の二〇、一〇七一の二一、一〇七一の二八から一〇七一の三一まで、一〇七一の四一、一〇七一の五一、一〇七一の一三五から一〇七一の一四五まで、蔵谷一〇一二の二、池田町西山上堂附三七七〇の三、三七七一の一、三七七一の二、三七八三、三七八三の二、三七八三の六、三七八五の一、三七八五の三、佐古三七九一、下谷四〇八七の三、下ノ浦一三四七の三七、一三四七の三九、土無三九五九、堂附五二七、本西谷三九九二、池田町松尾宮石三二一の二、池田町馬路谷奥二六の三・三一の七（以上二筆国有林）、二六の一、三二一の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第四百一十一号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月二十四日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二十四日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
東北縦貫自動車道	さいたま市岩槻区大字加倉字坂下三一九番一から同市岩槻区大字加倉字坂下二六三番まで	平成二十八年二月二十五日六時

○国土交通省告示第四百一十二号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第九条第二項の指定区間を指定し、又は変更するため同条第四項の規定に基づき、昭和四十六年建設省告示第三百九十六号の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月二十四日

国土交通大臣　石井　啓一

前文中「平成二十七年六月二十二日」を「平成二十八年二月二十四日」に改める。

表十四中

「岩木川（十三湖を含む。）	左岸	青森県中津軽郡西目屋村大字藤川字瀬ノ上百十五番地先
	右岸	同村大字居森平字寒沢百三十八番六十四地先
青森県中津軽郡西目屋村大字川原平字河原澤国有林百四十七林班へ小班地先		
青森県中津軽郡西目屋村大字藤川字瀬ノ上百八十番二地先		
河原澤国有林百四十七林班へ小班地先		
青森県中津軽郡西目屋村大字藤川字瀬ノ上百八十番二地先		
河原澤国有林百四十七林班へ小班地先		
青森県中津軽郡西目屋村大字藤川字瀬ノ上百八十番二地先		
の大川砂防堰堤下流端」		
を		
「岩木川（十三湖を含む。）	左岸	青森県中津軽郡西目屋村大字藤川字瀬ノ上百八十番二地先
	右岸	同村大字居森平字寒沢七十五番四地先」
に改め		
「岩木川（十三湖を含む。）	左岸	青森県中津軽郡西目屋村大字藤川字瀬ノ上百十五番地先
	右岸	同村大字居森平字寒沢百三十八番六十四地先」
「岩木川（十三湖を含む。）	左岸	青森県中津軽郡西目屋村大字藤川字瀬ノ上百十五番地先
	右岸	同村大字居森平字寒沢百三十八番六十四地先」
を削り		
「岩木川（十三湖を含む。）	左岸	青森県中津軽郡西目屋村大字藤川字瀬ノ上百十五番地先
	右岸	同村大字居森平字寒沢七十五番四地先」
「岩木川（十三湖を含む。）	左岸	青森県中津軽郡西目屋村大字藤川字瀬ノ上百十五番地先
	右岸	同村大字居森平字寒沢七十五番